

## は じ め に

障がい福祉サービスについては、平成15年度から支援費制度が導入され、それまでの措置制度から契約によるサービス利用方式に変わり、さらに平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神とそれぞれ障がいの種別ごとに提供されてきたサービスが、障がいの種別にかかわらず提供される3障がい共通のサービスに生まれ変わりました。

また、従来の施設や事業の体系も再編され、障がいのある方の自立を支援するために、「自立と共生の社会の実現」という理念が掲げられ、働きたいと願う方がもっと働けるよう就労支援を強化していくことや、施設や病院に入所・入院中の方の地域生活への移行を推進していくことなど、今後は、これまで以上にその人らしい暮らしを地域で支える多様な施策展開が求められています。

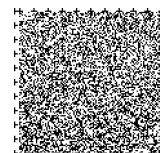
このように、障がい者施策が大きく変わりつつあるなかで、障害者自立支援法においては、障がいのある方が必要とするサービスを一元的に安定して利用できるよう、自立と社会参加を基本として計画的にサービス提供体制の整備を進めることとし、地方自治体には、各種サービスに係る3年ごとの必要な見込量や見込量を確保するための方策および地域生活支援事業の実施に関する事項を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市においては、昨年2月に、平成18年度から平成27年度までの10か年を計画期間とする「函館市障がい者基本計画」を策定し、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」を目指して各種施策の推進に努めておりますが、このたび、障害者自立支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し、2つの計画のもとに、障がい者施策のさらなる推進を図ってまいりたい所存でありますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市障がい者基本計画等策定推進委員会の委員の皆様をはじめ、市議会ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成19年2月

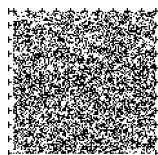
函館市長 井上博司



# 目 次

---

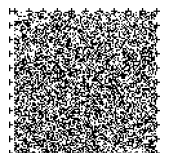
第1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制等	3
	「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」	4
	障害者自立支援法のポイント	5
	福祉サービスの体系	7
第2	障がいのある人およびサービス提供体制の現状	8
1	障がいのある人の現状	8
2	サービス提供体制の現状と評価	9
3	主なサービス提供基盤の整備状況	10
4	事業者の新体系移行希望の状況	11
第3	計画推進のための基本的事項	12
1	計画の基本理念	12
2	計画の基本的な方向	12
第4	平成23年度の数値目標	14
第5	サービス量の見込み	16
1	指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス量の見込み	16
2	地域生活支援事業のサービス量の見込み	18



第6	サービス見込量の確保の方策	20
1	指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス見込量の確保	20
2	地域生活支援事業のサービス見込量の確保	21
第7	計画の推進	23
1	障がい福祉サービス等に関する情報の提供	23
2	計画の進行管理	23

## 【 資 料 編 】

障がい福祉施設等の利用者数	25
福祉サービスに係る自立支援給付の内容	27
地域生活支援事業の内容	28
函館市障がい者基本計画（抜粋）	30
計画策定の経過	34
函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱	35
函館市障がい者基本計画等策定推進委員会委員名簿	36
用語解説	37



## 第1 計画策定の趣旨等

---

### 1 計画策定の趣旨

---

本市においては、「函館市障がい者基本計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）に基づき、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現を目指し、各種の障がい福祉施策を推進しています。

こうしたなかで、障がい福祉制度は、この数年間で大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、さらに、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、これまで障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが、障がいの種別にかかわらずに一元的に提供される仕組みに改められました。

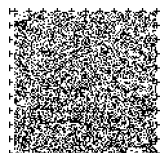
また、市町村および都道府県は、障害者自立支援法において、障がい福祉サービスの提供を確保するため、障がい福祉サービスの数値目標や見込量などを定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

このため、本市では、市内の現状を踏まえ、障害者自立支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、新たな障がい福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

### 2 計画の位置付け

---

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同法に基づいて国の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）に即して策定するものです。

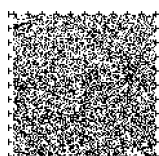
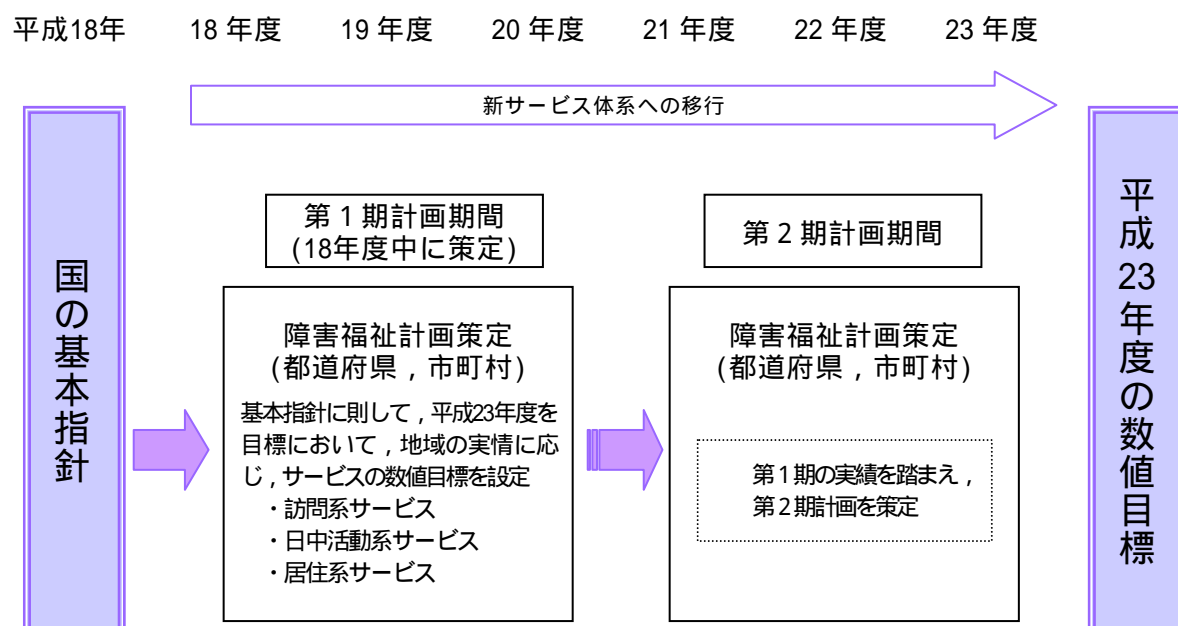


また、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として障害者基本法第9条第3項に基づき平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画と位置付けて、障がい福祉サービスの必要量とその確保に関し定めるものです。

### 3 計画の期間

この計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度を目標とし、その前半となる平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間とする第1期の計画として策定するものです。

また、計画の終期において必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3か年を計画期間とする第2期の計画を策定するものとしますが、さまざまな社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じてこの計画の計画期間内においても見直しを行うものとします。



## 4 計画の策定体制等

---

### (1) 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会の開催

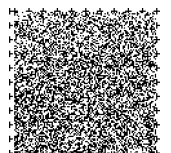
関係行政機関の職員，関係団体等の推薦者および公募による市民委員などにより構成される函館市障がい者基本計画等策定推進委員会を開催し，幅広い関係者の意見を反映しました。

### (2) 庁内策定体制

計画の策定にあたっては，庁内における検討組織である函館市福祉計画推進委員会（助役を委員長として関係部長等で構成）を開催しました。

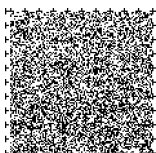
### (3) ニーズ等の把握

障がい福祉サービス等の必要量を見込むためには，これまでのサービスの利用実態を基に，地域における障がいのある人の実情やニーズを的確に把握する必要があるため，関係団体等との意見交換会の開催や，パブリックコメントの実施により広く市民の意見を募集して，計画の策定に反映しました。



「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

区 分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第9条	障害者自立支援法第88条
性 格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成18年度～27年度（10か年）	平成18年度～20年度（3か年）
計画に記載すべき内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援</li> <li>2 保健・医療</li> <li>3 教育・育成</li> <li>4 雇用・就労</li> <li>5 社会参加</li> <li>6 啓発・広報</li> <li>7 生活環境</li> <li>8 情報・コミュニケーション</li> <li>9 障害保健福祉に関する行政等の体制</li> <li>10 その他</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度末の達成に向けた地域生活移行および就労支援に係る数値目標の設定</li> <li>2 指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 障がい福祉サービスごとの平成20年度まで（第1期）の各年度における必要な量の見込み</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>障がい福祉サービス</p> <p>居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活介護（ケアホーム）</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・施設入所支援</li> </ul> <p>日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援（A型）</li> <li>・就労継続支援（B型）</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・短期入所</li> </ul> <p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> </ul> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 上記2の必要な見込量を確保するための方策</li> <li>4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> <li>5 その他障がい福祉サービス，相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項</li> </ol>



## 障害者自立支援法のポイント

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」の主な内容は、次のとおりです。

### 障がい者施策の一元化

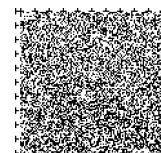
- 1 三障がいの一元化  
障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず，障がいのある人の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供
- 2 実施主体の市町村への一元化  
市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに，国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正

### 利用者本位のサービス体系に再編

- 1 介護給付，訓練等給付，地域生活支援事業の創設  
障がいのある人の自立を一層支援するため，従来の「施設」単位でのサービス提供から，機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は，介護給付，訓練等給付および地域生活支援事業の3つに再編
- 2 「日中活動の場」と「居住の場」の分離  
入所施設のサービスを日中の活動にかかわるサービス（日中活動事業）と基本的な生活にかかわる居住支援サービス（居住支援事業）に分け，施設にいても他の日中サービスを選べるなど，住まいを含め，障がいのある人が自分に合ったサービスの選択が可能
- 3 地域の限られた社会資源の活用  
通所施設などについて，限られた運営主体から，NPO法人，医療法人なども運営できるように規制を緩和

### 就労支援の抜本的強化

- 1 就労移行支援事業等の創設  
障がいのある人が地域で自立して生活していくうえで，就労できる環境を整備することが重要であることから，障がいのある人の就労支援を強化するため，「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設



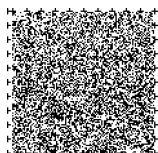


## 支給決定の透明化・明確化

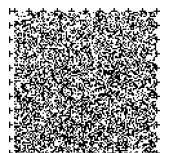
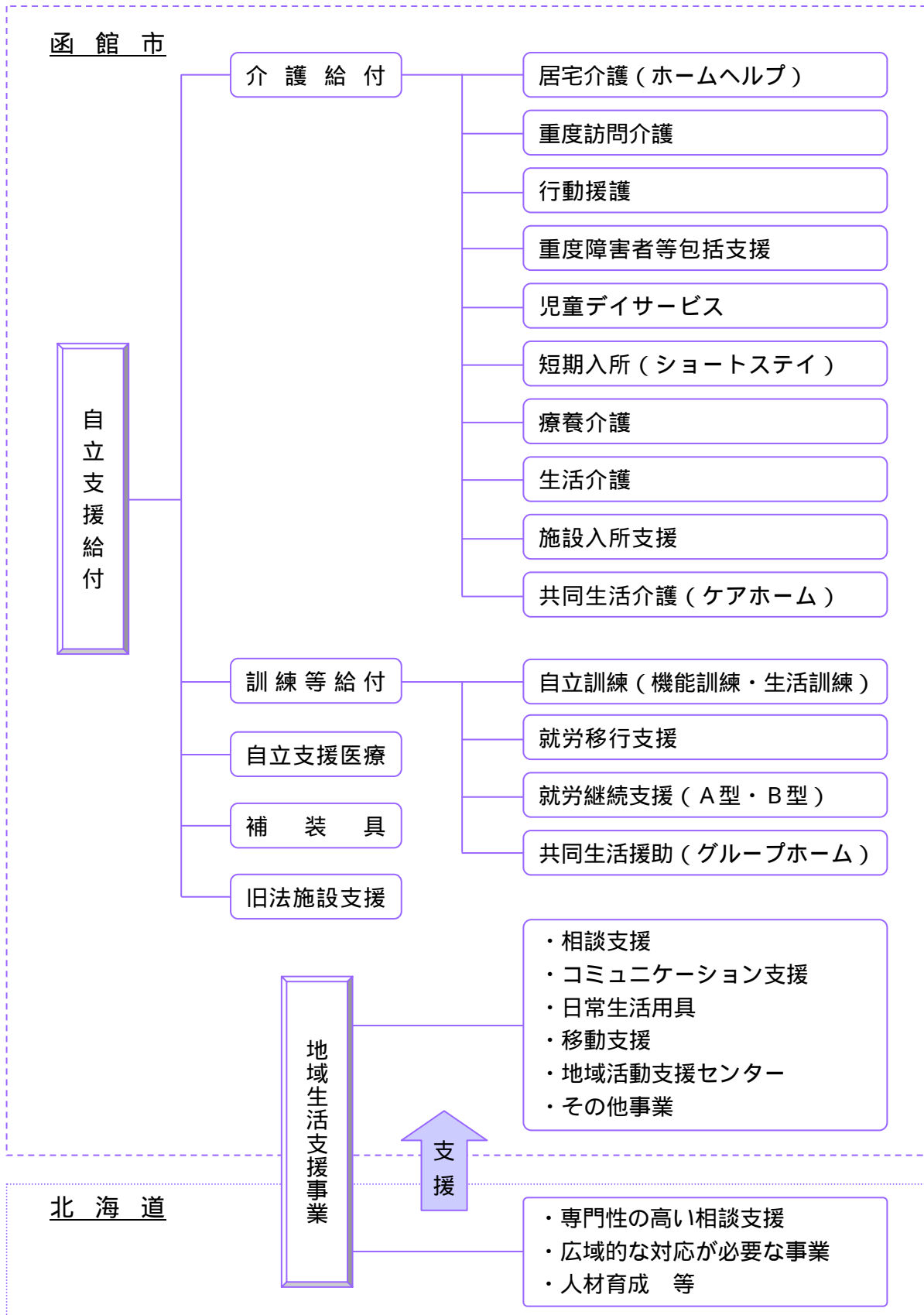
- 1 障がいの程度に係る客観的な尺度の導入  
支援の必要性に関する全国一律の客観的な尺度として、障がいのある人の心身の状態を総合的に示す障害程度区分を導入
- 2 支給決定プロセスの透明化  
支援の必要の度合に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスを透明化

## 費用をみんなで負担し合う仕組みの強化

- 1 サービスの量と所得に着目した負担  
障がいのある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等については実費負担、サービス利用料についてはサービスの量に基づいた負担を求める仕組みに改正。ただし、所得に応じた負担軽減措置を設定
- 2 国の費用負担の義務化  
福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであった居宅サービスも含め、国が義務として負担する仕組みに改正



# 福祉サービスの体系



## 第2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状

### 1 障がいのある人の現状

身体障がい、知的障がいおよび精神障がいに係る障害者手帳の交付数は、この5年間においても、年々増加しています。

#### 障害者手帳交付者数

##### 身体障害者手帳

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
18歳未満	340	349	336	325	310
18歳以上	14,411	14,580	15,061	15,453	15,815
計	14,751	14,929	15,397	15,778	16,125

（資料：函館市福祉部）

##### 療育手帳

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
18歳未満	349	359	374	389	384
18歳以上	1,357	1,400	1,462	1,513	1,601
計	1,706	1,759	1,836	1,902	1,985

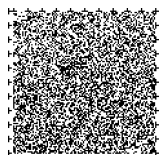
（資料：函館市福祉部）

##### 精神障害者保健福祉手帳

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 級	154	159	156	160	165
2 級	426	512	673	859	957
3 級	56	76	123	132	153
計	636	747	952	1,151	1,275

（資料：市立函館保健所）



## 2 サービス提供体制の現状と評価

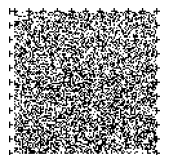
---

障がいのある人への支援については、これまで施設への入所・通所を中心に行われてきました。

その後、施設での保護的な支援から地域での生活に対する支援へと考え方が移り変わり、ホームヘルプサービス、短期入所、デイサービス等の在宅サービスの提供体制が整備されてきましたが、今後は、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人が増えることが想定され、親の高齢化などによるレスパイトなど、在宅サービスの充実がますます求められています。

また、入所施設では、障がいのある人をその障がいの程度にかかわらずに受け入れてきたため、施設内では、重度の人や軽度の人が入混在している実態にあります。

これまでの福祉施設は、平成23年度までに、障害者自立支援法に基づく新しい体系に移行していくこととなりますが、地域生活への移行を進めるにあたっては、住まいや日中活動の場の確保をはじめとする在宅サービスや相談支援の充実などとともに、入所施設が長年培った支援のノウハウを生かし、地域の大切な社会資源として、真に支援を必要とする障がいのある人に対応できるようになることが期待されています。



### 3 主なサービス提供基盤の整備状況

市内の主なサービス提供基盤の状況は、次のとおりです。

#### 在宅サービス

平成18年9月30日現在

区 分		事業者数
居宅介護サービス	身体障がい者	27
	知的障がい者	22
	障がい児	20
	精神障がい者	6
短期入所サービス	身体障がい者	3
	知的障がい者	6
	障がい児	4
	精神障がい者	1
デイサービス	身体障がい者	3
	障がい児	3
入浴サービス	身体障がい者	3

(資料：函館市福祉部)

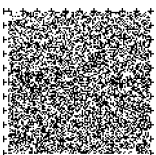
#### 施設サービス

平成18年9月30日現在

区 分			施設数	定員(人)
身体障がい者	更生施設	入所	1	165
		通所	1	10
	療護施設	入所	1	88
		通所	1	4
知的障がい者	更生施設	入所	3	220
		通所	4	76
	授産施設	通所	4	120
		小規模通所	1	19
	グループホーム		13	56
精神障がい者	地域生活支援センター		1	-
	生活訓練施設(援護寮)		1	20
	授産施設		1	20
	福祉ホーム		1	15
	グループホーム		2	19

(注) 分園，分場も1施設としています。

(資料：函館市福祉部)



#### 4 事業者の新体系移行希望の状況

平成18年9月に行った事業者に対する第2回目の新体系サービスへの移行希望アンケート調査の結果は、次のとおりです。

##### 居住系サービス

(単位：人)

区 分	移行後の新体系サービス					旧法施設支援 (入所)	合 計
	施設入所支援	自立訓練 (生活訓練) 宿泊型	地域移行型ホーム	共同生活介護	共同生活援助		
平成18年度	175	0	0	75	15	328	593
平成19年度	245	0	0	89	15	238	587
平成20年度	245	0	0	93	15	238	591
平成21年度	413	0	0	93	15	70	591
平成22年度	453	0	0	102	15	20	590
平成23年度	473	0	0	115	15	0	603

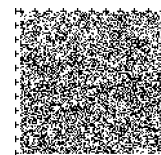
(資料：函館市福祉部)

##### 日中活動系サービス

(単位：人)

区 分	移行後の新体系サービス							旧法施設支援	合 計
	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	地域活動支援 センター		
平成18年度	60	10	0	178	10	69	246	508	1,081
平成19年度	120	10	44	193	10	184	219	338	1,118
平成20年度	120	10	44	193	10	224	189	338	1,128
平成21年度	338	10	44	193	20	244	199	97	1,145
平成22年度	368	10	54	193	20	259	199	40	1,143
平成23年度	363	10	74	193	20	284	199	0	1,143

(資料：函館市福祉部)



#### 1 計画の基本理念

---

障がいのある人が自立し，生きがいを持ち，安心して暮らすことのできるまちを目指すという障がい者基本計画の理念のもとに，障がいのある人がその有する能力および適性に応じ，自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう，必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

#### 2 計画の基本的な方向

---

障がい者基本計画では，基本的人権の尊重を根底に置き，3つの基本的な方向を掲げています。

この計画では，これらの基本的な方向を踏まえつつ，地域全体で障がいのある人の生活を支えていくこととしています。

##### 障がい者基本計画における基本的な方向

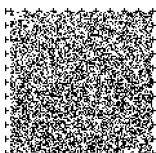
- 1 地域生活支援体制の充実
- 2 自立と社会参加の促進
- 3 バリアフリー社会の実現

##### (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと，障がいの種別，程度にかかわらず，障がいのある人が自分で住みたい場所を選び，必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら，自立と社会参加の実現を図ることができるよう，障がい福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

##### (2) 三障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

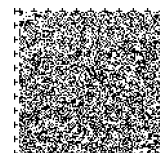
身体，知的および精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化された



ことを踏まえ、市は、障がい福祉サービスの実施主体として、立ち後れている精神障がいのある人に対するサービスの充実を図るとともに、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

### (3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立を図ります。





## 第4 平成23年度の数値目標

計画の策定にあたり，国および北海道から示されている地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するための考え方に基づき，地域の実情に応じて，現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として，次に掲げる事項について，数値目標を設定しました。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在，福祉施設に入所している本市の障がいのある人の数は，623人です。

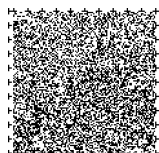
本市では，国が示した値（地域移行者：10%，入所者数の減少：7%）および北海道が示した値（地域移行者：20%，入所者数の減少：14%）を基本としつつも，本市の実情を踏まえ，施設入所者の約12%，73人が地域生活へ移行するとともに，約8%，47人の入所者数を減少することを目指します。

#### 地域生活移行者数

項目	数値	備考
現在の全入所者数 (A)	623人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	73人	上記のうち，地域のグループホーム・ケアホーム等への移行者数 (割合は，(B)÷(A))
	11.7%	

#### 減少見込入所者数

項目	数値	備考
現在の全入所者数 (A)	623人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
地域移行者数 (B)	73人	上記のうち，地域のグループホーム・ケアホーム等への移行者数
新たな入所者数 (C)	26人	真に入所支援を必要とする平成23年度末までの新たな入所者数
目標年度の全入所者数 (D)=(A-B+C)	576人	平成23年度末時点の施設入所者数の見込み
【目標値】 減少見込入所者数 (A-D)	47人	差引減少見込数 (割合は，(A-D)÷(A))
	7.5%	



## 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

本市における受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（以下「退院可能精神障がい者」という。）は、147人です。

本市では、北海道と連携し、平成23年度末までに、退院可能精神障がい者147人が地域生活に移行することを目指します。

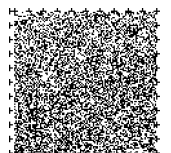
項 目	数 値	考 え 方
現在の退院可能精神障がい者数	147人	平成17年度北海道在院患者調査における函館市の退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	147人	上記のうち、平成23年度までに減少を目指す数

## 3 障がい福祉施設から一般就労への移行

平成17年度中に、本市において、障がい福祉施設を退所して一般就労した障がいのある人の人数は、4人となっています。

本市では、国が示した値（4倍）および北海道が示した値（6倍）を基本としつつも、本市の実情を踏まえ、平成23年度中に、現在の5倍、20人が障がい福祉施設から一般就労に移行することを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	4人	平成18年度北海道調査における函館市の一般就労移行者数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 (B)	20人 5倍	平成23年度において、福祉施設を退所し一般就労する者の数 (倍率は、(B) ÷ (A))



## 第5 サービス量の見込み

平成18年度から平成20年度までの各年度および平成23年度における障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要量の見込みは、次のとおりです。

### 1 指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス量の見込み

#### 居住系サービス

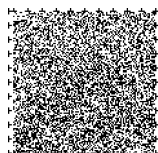
(月あたり)

サービス名		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	共同生活援助 共同生活介護	人	80	108	128	229
	施設入所支援	人	12	158	157	576
旧法施設支援		人	609	451	448	0
全 体		人	701	717	733	805

#### 日中活動系サービス

(月あたり)

サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人	106	189	205	679
	日	2,332	4,158	4,510	14,938
自立訓練(機能訓練)	人	3	3	3	8
	日	66	66	66	176
自立訓練(生活訓練)	人	6	14	18	61
	日	132	308	396	1,342
就労移行支援	人	18	21	21	49
	日	396	462	462	1,078
就労継続支援(A型)	人	13	15	20	46
	日	286	330	440	1,012
就労継続支援(B型)	人	28	104	153	340
	日	616	2,288	3,366	7,480
旧法施設支援	人	845	728	715	0
	日	18,590	16,016	15,730	0
療養介護	人	7	7	7	7
児童デイサービス	人	84	88	91	102
	回	210	220	228	255
短期入所	人	126	132	140	156
	日	197	205	217	244



## 訪問系サービス

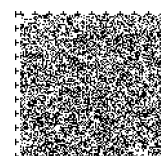
(月あたり)

サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	3,640	3,964	4,138	4,720

## 相談支援

(月あたり)

サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
サービス利用計画作成 対象者	人	137	149	157	179



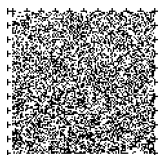
## 2 地域生活支援事業のサービス量の見込み

地域生活支援事業の実施にあたっては、障がいのある人の障害程度区分，心身の障がいの状態，障がいのある人の介護を行う者の状況などを総合的に勘案しつつ，障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスのほか，地域生活の支援に関し必要なサービスを受けられるよう配慮します。

- ・各事業の単位は， ， ， ， ， ， の各事業については年あたり（ の平成18年度分については10月以降の半年分），その他の事業については月あたりの量

### 必須事業

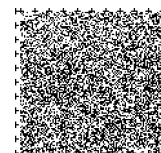
サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	箇所	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2	2
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	2
コミュニケーション支援事業	人	120	122	124	130
	件	1,330	1,351	1,372	1,438
日常生活用具給付等事業	件	1,526	5,446	5,874	7,150
介護・訓練支援用具	件	3	9	9	7
自立生活支援用具	件	80	109	119	148
在宅療養等支援用具	件	29	52	55	64
情報・意思疎通支援用具	件	71	159	172	208
排泄管理支援用具	件	1,339	5,105	5,506	6,706
居宅生活動作補助用具	件	4	12	13	17
移動支援事業	人	131	137	145	163
	時間	876	910	952	1,054
地域活動支援センター	箇所	17	16	14	14
	人	233	215	193	277



## 任意事業

サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1
	人	14	14	14	14
訪問入浴サービス事業	人	7	7	7	7
	回	250	250	250	250
更生訓練費給付事業	人	19	19	19	19
生活支援事業 (中途障害者生活訓練事業)	人	1	1	1	1
日中一時支援事業	人	69	72	75	86
	回	226	235	244	286
社会参加促進事業 (運転免許取得助成事業)	人	5	5	5	5
		8	8	8	8

(注) 数値目標の設定がなじまない事業(福祉機器リサイクル事業, 障害者スポーツ教室開催事業など)は除いています。



### 1 指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス見込量の確保

---

#### (1) 事業者への情報提供等

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、日中活動系サービス、訪問系サービスについて、指定障がい福祉サービスや指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供等を行うことにより、多様な事業者の参入を促進します。

特に、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労の場の掘り起こしや福祉、労働、教育等の関係機関のネットワークを強化・充実します。

#### (2) 小規模作業所等の新体系サービスへの移行支援

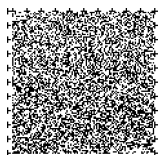
現在、小規模作業所やNPO法人等が行っている福祉サービスについて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などの指定サービス事業所への移行が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

#### (3) グループホーム等の整備の促進

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、障害者週間等のイベントや啓発活動を通じて地域における障がいの理解の促進を図り、社会福祉法人やNPO法人等による地域での居住の場となるグループホーム・ケアホームの整備を進めるとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスの提供その他の必要な支援を行います。

#### (4) 障がいのある人の就労の促進（福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性



に配慮し、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

#### (5) 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人については、地域での生活支援の展開が歴史的に浅いこともあり、支援を担う専門的な人材が少ない状況にあることから、より一層の人材の確保に努めます。

また、北海道精神障害者地域生活支援センターの活用や精神科病院等との連携を通じて、精神障がいのある人の地域生活を支援するため、身近な地域での相談支援体制を整備し、退院可能精神障がい者に対する退院に向けた訓練を実施します。（北海道精神障害者地域生活支援事業）

#### (6) 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、市と民間相談支援事業者との役割分担を明確にし、これらのサービスの適切な利用を支える重層的な相談支援体制の確立を図ります。

## 2 地域生活支援事業のサービス見込量の確保

---

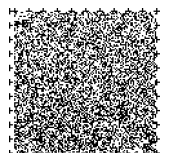
#### (1) 地域生活支援事業の推進

制度の改正に伴いサービス内容が低下しないよう質の向上に努めるとともに、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がいのある人の自立と社会参加を支援していくものであり、市においては、今後もさまざまなニーズを踏まえ、必要なサービスの提供を検討していきます。

#### (2) 相談支援事業の充実

市の障害者総合相談窓口や2市1町（函館市・北斗市・七飯町）で共同実施

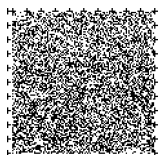




している障害者生活支援センターおよび函館地域生活支援センターを基幹とし、地域の障がいのある人の日常生活でのさまざまな相談に応じるとともに、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、渡島・檜山圏域障害者総合相談支援センターおよび障害者相談員との連携を図りながら、相談などから把握した課題の解決や障がい福祉サービスの利用援助など、障がいのある人の地域での生活を支援します。

### (3) 地域自立支援協議会の設置

地域において障がいのある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的な役割を果たすため、事業者および雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から成る地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な立場で適切な相談支援を実施するほか、困難事例への対応方法の検討や関係機関のネットワークの構築などを進めます。



## 第7 計画の推進

---

### 1 障がい福祉サービス等に関する情報の提供

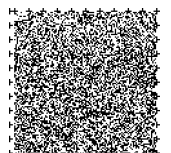
---

障がい福祉サービス，相談支援，地域生活支援事業などに関する情報について，広報や各種パンフレット，インターネット等により，分かりやすく，かつ，点字や録音媒体などによる障がいの種別に応じた適切な提供を図り，新たな制度の普及と定着を図ります。

### 2 計画の進行管理

---

計画の推進にあたっては，函館市障がい者基本計画等策定推進委員会において，各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行，一般就労への移行など，計画の進捗状況について点検・評価し，その結果をサービスの実施に反映させます。



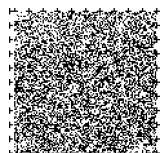
障がい福祉施設等の利用者数

居住系サービス

平成17年10月1日現在

区 分		施設数	利用者数(人)
身体障がい者	更生施設	市 内	10
		市 外	50
	療護施設	市 内	65
		市 外	41
	授産施設	市 内	-
		市 外	19
知的障がい者	更生施設	市 内	125
		市 外	262
	授産施設	市 内	-
		市 外	32
精神障がい者	生活訓練施設 ( 援護寮 )	市 内	19
		市 外	-
計	市 内	7	219
	市 外	72	404
	計	79	623

( 資料 : 函館市福祉部 )

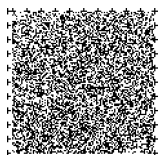


日中活動系サービス

平成17年10月1日現在

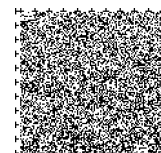
区 分		施設数	利用者数(人)	
身体障がい者	更生施設	市 内	2	11
		市 外	6	50
	療護施設	市 内	1	65
		市 外	8	41
	授産施設	市 内	-	-
		市 外	12	19
	小規模通所授産施設	市 内	-	-
		市 外	1	6
	デイサービス事業	市 内	3	25
		市 外	-	-
地域共同作業所	市 内	5	69	
	市 外	-	-	
知的障がい者	更生施設	市 内	8	199
		市 外	44	279
	授産施設	市 内	3	110
		市 外	17	103
	小規模通所授産施設	市 内	1	15
		市 外	-	-
地域共同作業所	市 内	6	80	
	市 外	-	-	
精神障がい者	生活訓練施設	市 内	1	19
		市 外	-	-
	地域生活支援センター	市 内	1	12
		市 外	-	-
	授産施設	市 内	1	11
		市 外	1	1
地域共同作業所	市 内	8	83	
	市 外	-	-	
計	市 内	40	699	
	市 外	89	499	
	計	129	1,198	

(資料：函館市福祉部)



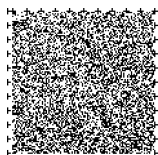
福祉サービスに係る自立支援給付の内容

サービス名		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつおよび食事の介護や、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援などを行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要し、意思疎通を図ることが困難な介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護や通所などの複数のサービスを包括的に提供します。
	児童デイサービス	障がい児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護および日常生活の世話をを行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	生活介護	施設において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつおよび食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつおよび食事の介護のほか、相談および助言その他の日常生活上の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、入浴、排せつおよび食事の介護や日常生活上の世話をを行います。	
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、施設やサービス事業所へ通わせ、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型：雇用型、B型：非雇用型)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援医療	自立した日常生活または社会生活ができるよう、心身の障がいの状態の軽減を図る医療を給付します。	
補装具	障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長時間にわたり継続して使用できる、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給します。	

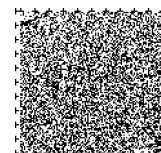


地域生活支援事業の内容

サービス名		内 容	
必 須 事 業	相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者等，障がい児の保護者，障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ，必要な情報の提供などを行うほか，権利擁護のために必要な援助を行います。
		成年後見制度利用支援事業	
		障害児等療育支援事業	
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者および要約筆記者派遣事業	聴覚，言語機能，音声機能障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある，聴覚障がい者等に，手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに，手話通訳者を配置します。
		手話通訳者設置事業	
	日常生活用具給付等事業		在宅の障がい者等に対し，日常生活の便宜や福祉の増進を図るため，日常生活用具を給付または貸与します。
移動支援事業		地域における日常生活および社会参加を促進するため，屋外での移動が困難な障がい者に対し，外出時の移動のための支援を行います。	
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業	障がい者の地域での生活を支援するため，地域活動支援センターに通わせ，創作的活動，生産活動の機会などを提供し，社会との交流を促進します。	
	障害者デイサービス事業		
任 意 事 業	福祉ホーム事業		精神障がい者の地域生活を支援するため，住居を必要とする者に，低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに，日常生活に必要な便宜を供与します。
	訪問入浴サービス事業		障がい者等の身体の清潔の保持，心身機能の維持などを行うため，歩行が困難で移送に耐えられない等の事情のある在宅の身体障がい者に，訪問による入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業		介護している家族が一時的休息がとれるとともに，障がい者等に日中活動の場を提供し，見守り，社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。
	更生訓練費支給事業		就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人などに社会復帰の促進を図るため，更生訓練費を支給します。
	生活支援事業	中途障害者生活訓練事業	障がい者の自立と社会参加を促進するため，中途障がい者に対する日常生活上の訓練・指導を実施します。
		福祉機器リサイクル事業	不用になった福祉機器の有効活用を図るため，機器を引き取り，給付します。
函館市ボランティア活動支援事業		精神障がい者の社会復帰に関する活動を行う団体等に対する情報提供や，ボランティア活動の支援を行います。	



サービス名		内 容	
任 意 事 業	社会参加促進事業	障害者スポーツ教室 開催事業	身体障がい者の体力の維持，機能回復，自立更生を図るとともに，障がい者スポーツの振興を図るため，スポーツ教室を開きます。
		知的障害者青年教室 開催事業	知的障がい者が自立する力を身につけるとともに，健全な生活習慣の確立を図るため，余暇を利用した集団活動の機会を提供します。
		点訳奉仕員等養成事業	点訳または朗読，手話，要約筆記の奉仕員の養成を図るため，必要な技術等の指導を行います。
		身体障害者自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者の就労その他の社会参加を促進するため，自動車運転免許の取得に係る費用の一部を助成し，または，重度の身体障がい者が自ら所有する自動車を改造した場合に，その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
		重度身体障害者用自動車改造助成事業	



## 函館市障がい者基本計画（抜粋）

### 総 論

#### 第 1 計画策定の趣旨等

##### 1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

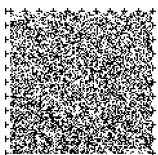
この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組む重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次になる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。





## 2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

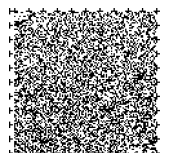
## 3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

## 4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、「てんかんの人および難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害（外傷性、後天性のものを含む）のある人」とします。



## 第4 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

### 2 計画の基本的な方向

#### (1) 地域生活の支援体制の充実

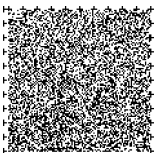
障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

#### (2) 自立と社会参加の促進

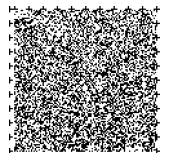
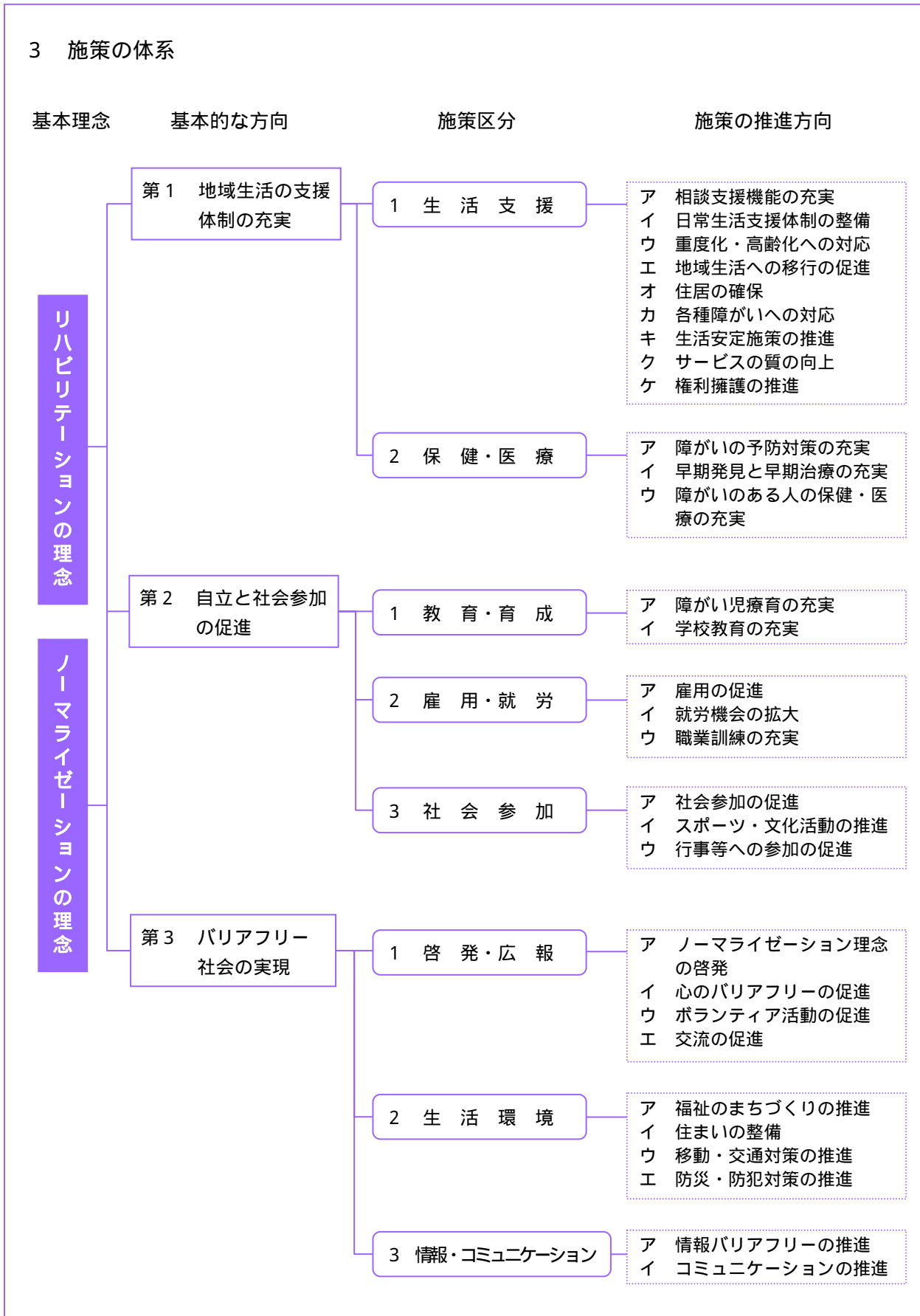
障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

#### (3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

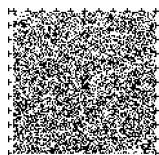


### 3 施策の体系



## 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成18年11月2日	・第1回 計画策定推進委員会開催 【計画策定の概要，基本計画の実施状況，ほか】
11月21日	・第2回 計画策定推進委員会開催 【計画における数値目標・福祉サービス見込量，ほか】
11月30日	・第3回 計画策定推進委員会開催 【計画素案（たたき台）の概要に係る協議，ほか】
12月11日 、 12月25日	・素案の概要に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施 （市政はこだてへの掲載，本庁・支所での配布，市のホームページへの掲載）
12月21日	・第4回 計画策定推進委員会開催 【計画素案（たたき台）に係る協議，ほか】
12月22日	・関係団体との懇談会開催
平成19年1月16日	・庁内関係部局による「福祉計画推進委員会・障害者福祉部会」開催
1月17日	・計画策定推進委員会から市へ検討結果報告書の提出
1月19日	・庁内関係部局長による「福祉計画推進委員会」開催
2月6日	・市議会民生常任委員会に計画（素案）の報告
2月15日	・市議会民生常任委員会で計画（素案）の協議
2月26日	・第5回 計画策定推進委員会開催 【計画（案）の報告，ほか】



## 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条の規定に基づく函館市障がい者基本計画および障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく函館市障がい福祉計画の策定および推進について、広く市民の意見を求めるとともに、調査・研究することを目的として、函館市障がい者基本計画等策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組 織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

### (委 員)

第3条 委員は、保健・医療・福祉関係者や教育関係者等のうちから、市長が指定する。

2 委員のうち3人以内は、別に定めるところにより公募する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

### (会長および副会長)

第5条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

### (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

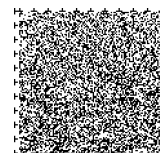
### 附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は、市長が招集する。

### 附 則

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。



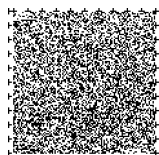
函館市障がい者基本計画等策定推進委員会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
青 山 眞 二	北海道教育大学教育学部函館校 助教授
浅 地 弘 一	(社会福祉法人)函館市社会福祉協議会 部長(南茅部支所長)
阿 部 哲 夫	函館手をつなぐ親の会 事務局長
有 田 幸 司	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長
飯 田 松 雄	(社団法人)函館市身体障害者福祉団体連合会 理事
伊 藤 丈 雄	(社団法人)函館市医師会 副会長
岩 波 勝 二	(社団法人)函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
尾 上 陽 子	一般公募
蒲 池 珠 實	(社会福祉法人)函館仁愛会 理事
岸 本 一 彦	(社団法人)日本オストミー協会函館支部 支部長
小 岩 眞智子	函館市特別支援教育研究会 会長
小 祝 良 介	函館市ボランティア連絡協議会 副会長
極 檀 多津子	(社団法人)北海道看護協会道南南支部 第一副支部長
坂 眞理子	一般公募
佐々木 敏 彦	函館市町会連合会 保健福祉部副部長
佐々木 豊	函館精神障害者家族会・愛泉会 会長
佐 藤 秀 臣	(財団法人)北海道難病連函館支部 支部長
島 信一朗	(社団法人)函館市身体障害者福祉団体連合会 理事
杉 野 陽 一	戸井地区身体障害者福祉協会 会長
東 福 洲 二	(社会福祉法人)函館市社会福祉協議会 理事
西 村 静 男	函館公共職業安定所 職業相談部長
橋 本 康 治	(社団法人)函館市身体障害者福祉団体連合会
長谷川 武	榎法華地区身体障害者福祉協会 事務局長
畑 山 弘 紀	南北海道知的障がい福祉協会 理事
土 方 源 太	函館市民生児童委員連合会 会長
藤 原 弘 實	(社団法人)函館市身体障害者福祉団体連合会 理事
三 澤 洋 大	一般公募
山 口 臨	函館市第27方面民生児童委員協議会 会長
山 田 雅 史	(社会福祉法人)函館恭北会
米 坂 章	連合北海道函館地区連合会 事務局長

: 会長 : 副会長

(30名)



## 用語解説

### NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人。

NPOとは、Non-Profit Organization の頭文字。

### 更生施設（旧体系における施設）

- ・身体障害者更生施設：身体障がい者を入所または通所させて、その更生に必要な治療または指導を行い、およびその更生に必要な訓練を行う施設。
- ・知的障害者更生施設：知的障がい者を入所または通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導および訓練を行うことを目的とする施設。

### 授産施設（旧体系における施設）

- ・身体障害者授産施設：雇用されることが困難なまたは生活に困窮する身体障がい者を入所または通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設。
- ・知的障害者授産施設：雇用されることが困難な知的障がい者を入所または通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設。
- ・精神障害者授産施設：雇用されることが困難な精神障がい者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、および職業を与えることにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする施設。

なお、定員20人未満の通所施設は小規模通所授産施設という。

### 障害者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、平成7年度から設けられた。毎年12月3日から12月9日までの一週間。

### 障害者就業・生活支援センター

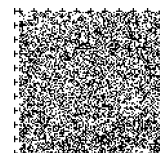
職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う機関。

### 身体障害者手帳

視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体障がい、心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫の機能に永続する障がいがある場合に交付される手帳。その程度により1級～6級の手帳が交付される。

< 障がい等級とその状態（肢体の場合） >

- 1級 両上肢または両下肢の喪失，座位不能
- 2級 両上肢または両下肢の機能障がい，立位不能
- 3級 片上肢の機能障がい，片下肢の機能喪失
- 4級 親指・人差指の機能喪失，片下肢の機能障がい
- 5級 関節の機能障がい，体幹の機能障がい
- 6級 親指の機能障がい，足関節の機能障がい



### 生活訓練施設（援護寮）（旧体系における施設）

家庭において日常生活を営むことに支障がある精神障がい者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練および指導を行うことにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする施設。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。その程度により1級～3級の手帳が交付される。

#### <障がい等級とその状態>

- 1級 精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級 精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

### 地域生活支援センター（旧体系における施設）

- ・精神障害者地域生活支援センター：地域で生活する精神障がい者からの相談に応じ、必要な指導および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や日常生活の支援、地域住民や家族との交流等を総合的に行う施設。

### ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざすという考え方。

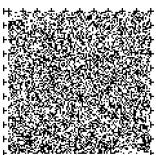
### 函館市地域福祉計画

福祉サービスの適切な利用の促進や社会福祉事業の健全な発展、福祉に対する市民意識の醸成や地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進に関する方策を、横断的な視点から取りまとめ、各種サービスに係る情報提供や利用にあたっての相談が気軽に行える、地域での温かい人間関係を形づくるため、行政・地域・住民が理念を共有しながら協働して取り組む、共に支え合う地域社会づくりのための、全市民を対象とした計画。

計画期間は平成16年度から20年度。

### 発達障害者支援センター

自閉症およびその周辺領域にある発達障がいに対する支援を行う機関。(1) 関係機関、関係施設等に対する情報提供および関係者の研修、(2) 自閉症児（者）、その家族等からの相談への対応および助言指導、(3) 自閉症児（者）等への療育および就労支援の実施、(4) 福祉事務所、子ども家庭相談センター、障害者更生相談所等の関係機関との連絡調整等を実施する。





## パブリックコメント

行政が政策等の策定にあたり、公衆（市民等）から意見を募り、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

## バリアフリー

高齢者や障がい者の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的なものや、情報面の障壁等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。

## リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方。

## 療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると判断された者に対して交付される手帳。その障がい程度によって、A（重度）またはB（中、軽度）の手帳が交付される。

## 療護施設（旧体系における施設）

- ・身体障害者療護施設：常時介護を必要とする身体障がい者を入所または通所させて、治療および養護を行う施設。

## レスパイト

本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われる。

レスパイトサービス（レスパイトケア）とは、障がい者等を介護する家族等を、一時的に、一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助である。

